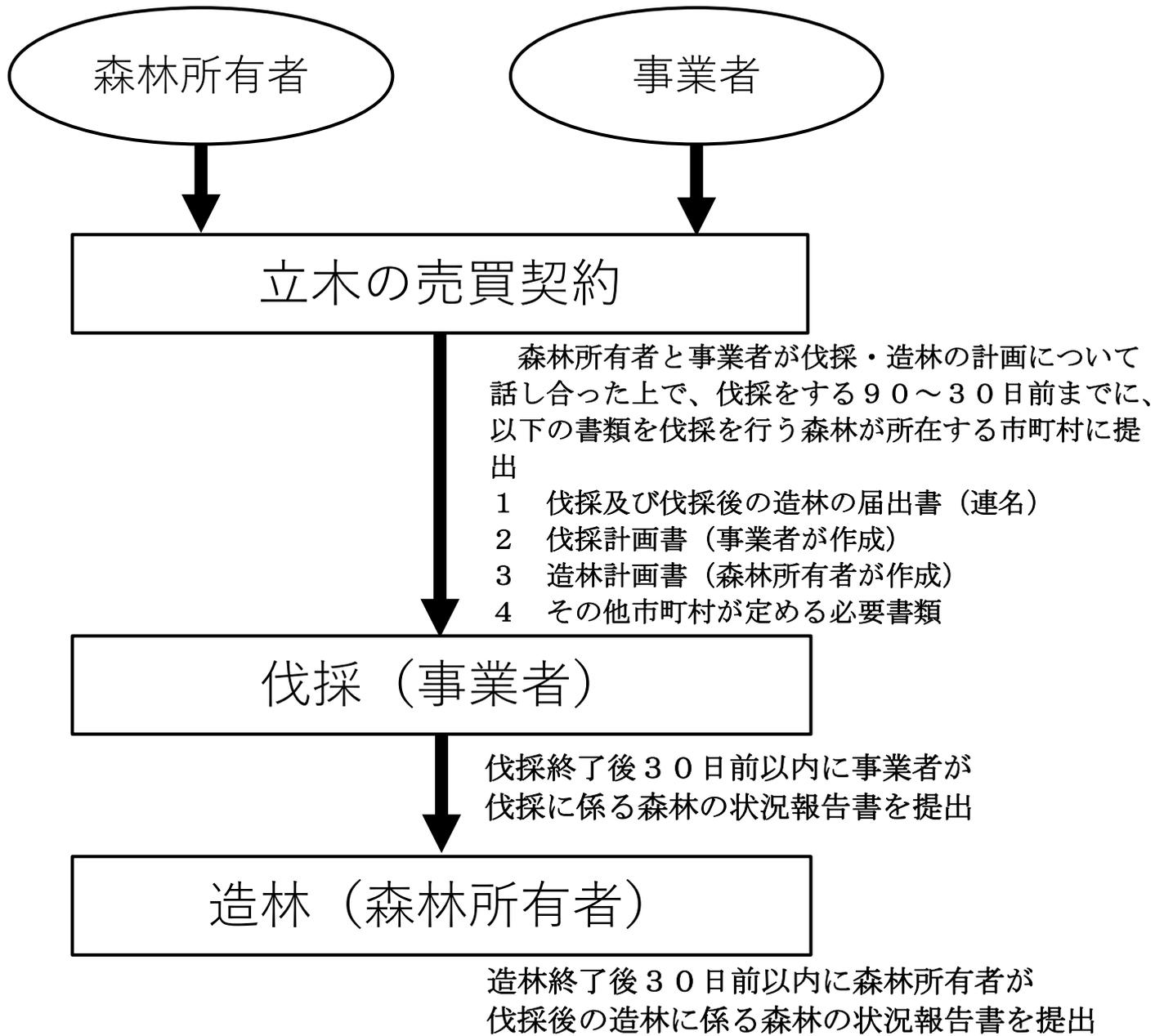


森林所有者が林業事業体に立木を売却した場合



※伐採・造林の作業を委託する場合でも、事業者・森林所有者による届出が必要です。

※FIT法に基づく価格固定買取制度を活用する場合、認定事業者による伐採が必要です。

府内の認定事業者は京都府森林組合連合会及び京都府木材組合連合会HPに掲載されています。

※届出書を提出をせず伐採した場合や報告書を提出しないまたは虚偽の報告には、森林法による罰則規定があります。

**届出書の提出をせず立木の伐採をした者→百万円以下の罰金
報告をせず、又は虚偽の報告をした者→三十万円以下の罰金**